

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	第三次橋梁架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	第三次橋梁架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	62,000千円 H23.7.31まで	H21.3.13 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータン大使（インポにて兼轄） ブータン側 ゴエツォフ・ナムギヤル在インポ ータン大使	H21.3.27 162号
ブータン	貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	180,000千円 H22.3.31まで	H21.3.13 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータン大使（インポにて兼轄） ブータン側 ゴエツォフ・ナムギヤル在インポ ータン大使	H21.3.30 163号
ブータン	ブータン王国政府に対する贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	ブータンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むブータンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	200,000千円 -----	H21.3.13 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータン大使（インポにて兼轄） ブータン側 ゴエツォフ・ナムギヤル在インポ ータン大使	H21.3.30 164号
ブータン	第三次橋梁架け替え計画のため の贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	第三次橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,494,000千円 H27.12.31まで	H21.6.19 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータン大使（インポにて兼轄） ブータン側 ゴエツォフ・ナムギヤル在インポ ータン大使	H21.7.6 362号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。